

市有財産（土地）売買契約書（案）

売出人 都城市（以下「甲」という。）と買受人 ○○○○（以下「乙」という。）との間において、甲所有の土地（以下「物件」という。）の売買について、次のとおり契約を締結する。

（売買物件）

第1条 甲が乙に売り渡し、乙が買い受ける物件は、次のとおりとする。

所 在	地 番	地 目	地 積（㎡）	
			公 簿	実 測
都城市大岩田町	5515 番 1	宅地	767	767.7

（売買代金）

第2条 物件の売買代金は、金●●●●●●●●円とする。

（契約保証金）

第3条 乙は、この契約締結の際に契約保証金として、金●●●●●●●●円を甲に納入しなければならない。

2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとし、売買代金の一部に充当する。

（売買代金の納入）

第4条 乙は、第2条の売買代金から前条の契約保証金を差し引いた額を、甲の発行する納入通知書により、令和7年 月 日までに、甲に納入しなければならない。

（遅延損害金）

第5条 乙は、前条に規定する納入期限までに売買代金を支払わない場合は、遅延日数に応じ、この契約の成立の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により財務大臣が決定した率で計算した額を遅延損害金として甲に支払わなければならない。

（所有権の移転及び登記）

第6条 物件の所有権は、乙が売買代金を完納したときに乙に移転する。

2 甲は、前項の規定により物件の所有権が移転した後、遅滞なく所有権移転登記を嘱託するものとし、所有権の移転登記に要する登録免許税その他の費用は、全て乙の負担とする。

（物件の引渡し等）

第7条 物件は、前条第1項の規定により所有権が移転したときに乙に対する引渡しがあったものとみなす。ただし、特に契約締結の際に立会いの申出があったときは、甲乙立会いの上、引渡しを行うものとする。

（瑕疵担保）

第8条 乙は、この契約締結後、売買物件に数量の不足その他の瑕疵があることを発見しても、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

（解除権等）

第9条 甲は、乙が第4条に定める納期限までに売買代金を支払わない場合において、その後遅滞なく売買代金を支払う見込みがないと認めるときは、催告をせずにこの契約を解除することができる。

2 甲は、乙（乙が組合等であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

3 前項の規定による契約の解除により乙が損害を受けることがあっても、甲は、その賠償の責任を負わないものとする。

(契約保証金の帰属)

第10条 前条の規定により又は乙からの申出によりこの契約を解除した場合は、第3条第1項の契約保証金は、甲に帰属するものとする。ただし、乙が金融機関等から物件の売買代金に充てるための融資を受けられなかったことによる解除の場合は、この限りでない。

(損害賠償)

第11条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

(公租公課)

第12条 物件に係る公租公課については、登記又は引渡し of いかんにかかわらず、第7条第1項の規定による所有権移転の前日までは甲の負担とし、それ以後については乙の負担とする。

(契約の費用)

第13条 この契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、全て乙の負担とする。

(役員名簿等の情報提供等)

第14条 甲は、乙に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求めるものとし、その情報を所轄の警察署長に照会することで乙が暴力団等であるか否かについて、意見を聴くことができる。

(目的外利用)

第15条 甲は、前条に規定する意見の聴取により知り得た情報を、当該契約以外の契約等から暴力団等を排除する措置を講ずるために利用し、又は教育委員会等に提供することができる。

(裁判管轄)

第16条 この契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、宮崎地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第17条 この契約の各条項の解釈に疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

誓約事項

- 1 乙は、乙及び乙の役員等が都城市暴力団排除条例（平成23年条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団及び第3号に規定する暴力団関係者に該当しないことを誓約するものとする。
- 2 乙は、万一、乙及び乙の役員等名簿を所轄の警察署長に照会された結果、暴力団又は暴力団関係者に該当する者がいた場合は、いかなる措置、処分等にも従うものとする。

令和 年 月 日

甲	都城市姫城町6街区21号
	都城市
	代表者 市長 池田 宜永
乙	住所
	氏名